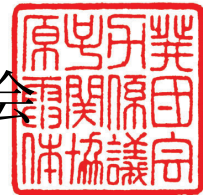


平成 20 年 5 月 27 日

様

原子力発電等に関する要望書

原子力発電関係団体協議会



会 長	宮 城 県 知 事	村 井	嘉 浩
副会長	石 川 県 知 事	谷 本	正 憲
	北 海 道 知 事	高 橋	は る み
	青 森 県 知 事	三 村	申 吾
	福 島 県 知 事	佐 藤	雄 平
	茨 城 県 知 事	橋 本	昌 彦
	新 潟 県 知 事	泉 田	裕 誠
	福 井 県 知 事	西 川	一 延
	静 岡 県 知 事	石 川	嘉 延
	島 根 県 知 事	溝 口	善 兵 衛
	山 口 県 知 事	二 井	関 成
	愛 媛 県 知 事	加 戸	守 行
	佐 賀 県 知 事	古 川	康
	鹿 児 島 県 知 事	伊 藤	祐 一 郎

はじめに

地方自治体では、これまで国のエネルギー政策に積極的に協力してきており、特に、現在発電の主力である原子力に関しては、国の一元的で厳正な安全規制を前提として、地方自治の立場から住民の安全確保、地域振興及び原子力防災など広範に亘る各種の課題に対処してきております。

また、エネルギーを巡る社会情勢が変化している中で、今後、我が国のエネルギー政策を確実に進めていくためには、立地地域の実情を十分認識の上、立地地域住民の理解を得るとともに、長期的視野で、電力消費者である国民の理解促進を図ることが極めて重要な課題となっております。

しかしながら、平成19年新潟県中越沖地震においては、柏崎刈羽原子力発電所で設計時の想定を大きく上回る地震動が観測され、変圧器火災や排水口及び主排気筒からの放射性物質の漏えい事象などにより、原子力発電所等（核燃料サイクル施設及び試験研究施設を含む。以下同じ。）の耐震安全性や火災に対する初期消火活動体制などについて、立地地域住民をはじめ国民に大きな不安を抱かせることになりました。

更に、「もんじゅ」の事故、美浜3号機の配管破損事故、志賀2号機運転差し止め訴訟判決、加えて平成18年11月の国の点検指示に対する電力各社の報告等により明らかになった複数の事業者における過去のデータ改ざんや事故隠し等により、原子力発電所等に対する安全確保、国の安全規制や検査体制の在り方に対する国民の信頼は、著しく損なわれ、今なお改善されていない状態であると言わざるを得ません。

このため、原子力については、国民の信頼回復に向けた取組みの展開、また、地域の実情にあった地域振興策の推進が不可欠であり、国においては、原子力発電所等の安全確保と国民の信頼回復についての対応策を早急に講じるとともに、国として原子力行政の再構築を図るため、平成21年度政府予算の編成及び今後の新たな原子力行政の展開に当たって、次の事項を実現されるよう要望します。

〔重点要望項目〕

1 原子力行政（全般）について

（２）原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の設置について

国においては、事業者の不正に対する再発防止策として、平成 15 年 10 月 1 日から改正電気事業法が施行され、国の新体制が整備されたところであるが、平成 18 年 11 月の国等の指示以降明らかになった事故隠しや法定検査データ改ざん、事故・故障等の報告もれ等、さらには平成 19 年新潟県中越沖地震に伴う柏崎刈羽原子力発電所における事態により、国の原子力の安全規制体制全般が問われているところであり、国の原子力安全規制体制については、現行の規制体制の実効性を再度検討・検証し、更なる充実・強化を図られたい。

併せて、住民の安全・安心を確保し、原子力に対する信頼を回復するためには、我が国の原子力安全規制体制の在り方について、安全規制を行う組織の独立性を高めるなど、あらゆる角度から議論する場を設けるよう強く求める。

《内閣府》 《経済産業省》 《文部科学省》

《原子力委員会》 《原子力安全委員会》

（４）厳正な安全確認と国民的合意形成に基づいた核燃料サイクルの推進について

- ④ 輸入MOX燃料のデータねつ造による国民の不信・不安感を払拭するため、輸入MOX燃料の安全性については、改正された燃料検査体制制度に則り、国の責任による厳正な確認を行われたい。

また、MOX燃料加工の手続きに入った発電所のプルサーマル計画については、MOX燃料の輸送、取扱い、原子燃料の配置、運転への対応等に関して、適切な確認・審査を行うとともに、事業者の品質保証の体制と安全管理体制の一層の充実強化の指導と情報の公開に努められたい。

《経済産業省》

2 原子力発電所等の安全確保について

(4) 信頼性向上のための審査、検査体制の充実等について

- ③ 検査内容の見直しに当たっては、運転中の点検監視の一層の充実や検査の向上などについて、立地地域の安全、安心を第一に考えた慎重な検討が求められるところであり、地震により被災したプラントや高経年化プラントをはじめ、プラント毎に更なる安全性の向上が図られるよう検討されたい。

さらに、定期検査間隔の設定に当たっては、各プラントに関する技術的根拠とともに、品質保証体制の熟度など、事業者の質的評価も反映するよう検討されたい。

また、安全性の確保についての具体的なデータを示すなど説明責任を果たし、国民の理解と信頼を確保されたい。

《内閣府》 《経済産業省》 《文部科学省》

《原子力委員会》 《原子力安全委員会》

(8) 原子力発電所等の耐震安全性について

- ① 平成19年新潟県中越沖地震について、詳細な解析を速やかに行い、平成18年9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下、「新たな耐震審査指針」という。）の妥当性を早急に検証するとともに、最新の知見に基づき必要に応じ耐震審査指針の見直しを行うこと。

また、検証の結果を、現在、電気事業者等が実施している新たな耐震設計審査指針に照らした原子力発電所等の耐震安全性評価に適切に反映させるとともに、国の責任で最新の知見をもとに、当該指針に基づき事業者の行った耐震安全性の再評価を、客観的かつ厳正に確認し、必要に応じ、事業者に対して適切な対策の指示を行われたい。

特に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）について」等の通知により、電気事業者等から報告させる内容については、厳正に確認されたい。また、発電所全体として一貫した地震対策を実施しているかどうかについても厳格に確認されたい。

なお、検証結果及び確認結果等については、国民にわかりやすく説明を行われたい。

- ② 新たな耐震設計審査指針に基づき、事業者が実施する地質調査に対しては、国の責任の下で陸上のみならず海底の活断層等についても、十分な検証を行われたい。

また、国自らが行う海底活断層調査については、すべての原子力発電所について最新の知見を用いて行うとともに、調査地点の選定等については、国民へ十分な説明を行われたい。

《経済産業省》 《文部科学省》 《原子力安全委員会》

3 原子力防災対策の充実について

(1) 大規模自然災害等に対する防災体制の強化について

平成19年新潟県中越沖地震を踏まえ、原子力災害対策特別措置法の改正を含めた検討を行うことにより、次のとおり、原子力発電所等が大規模自然災害等により被災するなど発電所等への影響が懸念される場合にも実効ある防災体制を強化する仕組みを整備されたい。

- ① 事業者が事実関係を公表し、自ら安全性を確認すること及び国が安全性の評価を迅速に行うという役割を明確にするとともに、大規模自然災害等が発生し、原子力発電所が被災した場合はもとより、発電所等への影響が懸念される場合は、国が発電所等内部の状況や住民避難の必要性等を自律的に判断し、公表すること。
- ② 火災対策等の実効性を確保するため、総務省消防庁との共管と併せて原子力事業者が作成する防災業務計画への自衛消防組織の設置等を義務づけること。
- ③ 原子力発電所等の危機管理体制の充実・強化に向けた国の指導・監督を強化することと併せて、原子力防災管理者の国、自治体等への通報義務について、火災や大規模自然災害等を明記すること。

《経済産業省》 《文部科学省》 《総務省消防庁》 《原子力安全委員会》

目 次

1	原子力行政（全般）について	
(1)	地域の意見を尊重した原子力行政への取組みについて……………	1
(2)	原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の 設置について……………	1
(3)	国及び事業者の情報公開と政策決定過程における国民意見の反映、 広聴・広報活動の強化について……………	2
(4)	厳正な安全確認と国民的合意形成に基づいた核燃料サイクルの 推進について……………	3
(5)	使用済燃料の貯蔵・管理を行う中間処理施設の立地促進と広報 活動の強化等について……………	4
(6)	放射性廃棄物の処理・処分方法の確立等について……………	4
(7)	異常時の迅速かつ正確な情報伝達と公表等について……………	5
(8)	国・地方自治体の役割分担の明確化について……………	6
(9)	原子力安全協定の遵守指導等について……………	6
(10)	原子力関連施設の租税特別措置法特例適用について……………	6
(11)	原子力技術者養成のための教育の充実と人材確保について……………	7
2	原子力発電所等の安全確保について	
(1)	原子力事業者等の不正問題等に対する再発防止対策実施及び安全 管理体制確立の指導等について……………	8
(2)	抜本的な安全管理システムの構築について……………	9
(3)	従事者等からの安全情報への迅速・公正・厳格な調査の実施に ついて……………	10

(4)	信頼性の向上のための審査、検査体制の充実等について……………	10
(5)	作業従事者の安全確保対策及び人命救助体制の強化について……………	12
(6)	平成 18 年 11 月の国等の指示以降明らかになった様々な不正等 に対する対応について……………	12
(7)	設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進に ついて……………	13
(8)	原子力発電所等の耐震安全性について……………	13
(9)	シビアアクシデント対策の推進について……………	14
(10)	高経年化対策の推進について……………	15
(11)	原子炉の廃止措置について……………	15
(12)	放射性廃棄物の安全管理の徹底について……………	15
(13)	温排水影響調査の充実強化等について……………	16

3 原子力防災対策の充実について

(1)	大規模自然災害等に対する防災体制の強化について……………	17
(2)	原子力防災対策業務に係る責任官庁の一本化及び地方自治体の 体制整備への配慮等について……………	17
(3)	事故時における国の地方自治体への柔軟な支援と原子力防災支援 機関の役割等の明確化について……………	18
(4)	具体的な事故想定に基づく立地地域道路網の優先整備など原子力 防災対策の充実強化について……………	18
(5)	オフサイトセンター及び関係施設整備のための財源措置等に ついて……………	19
(6)	緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）の充実について……	20

(7) 原子力発電所等周辺上空の安全確保のための運航ルールづくりに ついて.....	20
(8) 核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と防災業務従事者への 教育訓練等について.....	20
(9) 原子力災害が他の災害と重なった場合の防災対策について.....	21
(10) 原子力防災訓練の充実について.....	21
(11) 原子力発電所等所在消防本部が整備すべき化学消防車の財源措置 について.....	21

4 緊急被ばく医療体制について

(1) 「防災指針」に基づいた緊急被ばく医療体制の強化とマニュアル の整備について.....	23
(2) 「防災指針」に基づいた安定ヨウ素剤の服用基準の明確化に ついて.....	24
(3) 住民及び防災業務関係者の事故後の健康管理対策の明確化と放射 線等に関する普及啓発について.....	24

5 電源地域振興対策の充実強化について

(1) 廃炉に伴う措置について.....	26
(2) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策 の充実・強化について.....	26
(3) 立地地域振興のための税制上の措置について.....	27
(4) 核燃料税（法定外普通税）について.....	27
(5) 法人事業税の収入金額課税について.....	28
(6) 温排水の有効利用のための総合的研究開発の推進について.....	28

(7) 原子力発電所等立地地域における科学技術振興について……………	28
------------------------------------	----

6 電源三法交付金制度の充実について

(1) 電源三法交付金制度（全般）について……………	29
(2) 市町村合併に伴う電源三法交付金限度額の増額について……………	30
(3) 電源立地地域対策交付金の充実等について……………	30
(4) 企業立地資金貸付事業について……………	31
(5) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金） について……………	31
(6) 電源過疎地域等企業立地促進事業補助金（B補助金）について……	31
(7) 原子力発電施設等立地地域特別交付金の充実等について……………	32
(8) 電源地域産業育成支援補助金の継続について……………	32
(9) 原子力発電安全対策交付金の充実等について……………	32
(10) 電源三法交付金事務交付金について……………	33
(11) 核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金 について……………	33

7 特別な課題を有する施設等への対応について

(1) 六ヶ所核燃料サイクル施設について……………	34
(2) 高速増殖原型炉「もんじゅ」について……………	34
(3) 新型転換炉「ふげん」の廃止措置について……………	35
(4) 日本原子力研究開発機構について……………	35
(5) 株式会社ジェー・シー・オー東海事業所臨界事故について……………	35
(6) 原子力発電所等に対する武力攻撃等に関する対策の強化等について…	36
(7) ロシアの放射性廃棄物の海洋投棄について……………	38

1 原子力行政（全般）について

（１）地域の意見を尊重した原子力行政への取組みについて

原子力政策は、国民的合意に基づく明確な位置付けのもと、国や原子力関係機関の一貫した責任ある体制と対応がなければ、国民や地域住民の理解を得ることは困難であり、原子力行政を進めるに当たっては、安全性の確保はもとより、高経年化対策をはじめバックエンド対策や廃炉が適切になされるよう、国自らが地域の意見を十分に聴くとともに、その意見を最大限尊重し、原子力行政に適切に反映するなど、誠意と責任ある対応をされ、国民に不安感・不信感を与えないよう取り組まれない。

《内閣府》

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力委員会》

《原子力安全委員会》

（２）原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の設置について

国においては、事業者の不正に対する再発防止策として、平成15年10月1日から改正電気事業法が施行され、国の新体制が整備されたところであるが、平成18年11月の国等の指示以降明らかになった事故隠しや法定検査データ改ざん、事故・故障等の報告もれ等、さらには平成19年新潟県中越沖地震に伴う柏崎刈羽原子力発電所における事態により、国の原子力の安全規制体制全般が問われているところであり、国の原子力安全規制体制については、現行の規制体制の実効性を再度検討・検証し、更なる充実・強化を図られたい。

併せて、住民の安全・安心を確保し、原子力に対する信頼を回復するためには、我が国の原子力安全規制体制の在り方について、安全規制を行う組織の独立性を高めるなど、あらゆる角度から議論する場を設けるよう強く求める。

《内閣府》

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力委員会》

《原子力安全委員会》

(3) 国及び事業者の情報公開と政策決定過程における国民意見の反映、広聴・広報活動の強化について

国は主体性をもって、我が国の核燃料サイクル政策を含む原子力政策について、公正中立な情報の提供や徹底した情報公開、立地地域等でのシンポジウムの開催等により国が前面に出て国自らが説明し、以下の項目を含む国民理解の促進に努められたい。また、政策決定過程への国民参加や国会審議を経るなど民主化を図り、政策に国民の意見を反映させることができる仕組みづくりを進められたい。

なお、核物質防護規制の強化に当たっては、原子力基本法に掲げる情報公開の基本精神が損なわれることがないように、事業者を指導されたい。

- ① 原子力発電所等の安全性については、国民に正しい理解が得られるよう積極的に広報するとともに、情報公開、地域住民とのコミュニケーションの増進に努められたい。

さらに、地元自治体との情報交換・連携を密にされたい。

- ② 原子力発電所等の安全性と必要性、また、放射性物質の輸送や管理に係る安全性や立地に伴う地域振興面への寄与等について、立地地域はもちろん、消費地域の住民を含め、国民全体に積極的かつ分かりやすい広報を実施するとともに、事業関係者に対しても広報活動を強化するよう指導されたい。
- ③ 原子力発電所等に係る新しい運転計画や試験等については、国において安全確認等の措置を講じた上で、事前の説明並びに広報等を徹底して行われたい。
- ④ 放射線や原子力を含めたエネルギー問題について、小、中、高等学校における指導の充実や学校教育を支援する制度の充実に取り組みられたい。

特に、平成19年新潟県中越沖地震において原子力発電所からの放射性物質の放出に関し風評被害が広がった背景には、国民の放射線に対する認識の不足があることから、学校教育等において、放射線等に関する正しい知識の普及に努められたい。

- ⑤ 早急に地域担当官事務所を全立地地域に設置するなど、地域における拠点活動づくりを行い、国・自治体との連絡調整機能や各種情報提供機能及び原子力広報機能の充実を図られたい。
- ⑥ 今般の中越沖地震で問題となった的確かつ迅速な情報提供への対応として、地域原子力安全統括管理官（仮称）を速やかにすべての原子力発電所立地道県に配置されたい。また、同管理官（仮称）は、原子力発電所立地道県の要請に応じて、常に前面に出た対応を行われたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力委員会》
《原子力安全委員会》

(4) 厳正な安全確認と国民的合意形成に基づいた核燃料サイクルの推進について

- ① 核燃料サイクルについては、国の責任において、国民に原子力政策大綱の策定過程における議論を分かりやすく示すなど、十分な説明を行い、国民的合意形成に努められたい。
- ② プルサーマル計画については、これまでの経緯と現状を踏まえ、その政策方針について改めて国民的な議論を起こすとともに、エネルギー政策の責任者として国民の前に立って、政策選択の根拠や背景についての説明を尽くし、合意形成を図ったうえで、立地地域の十分な理解と同意を前提として慎重に対処されたい。
- ③ 「核燃料サイクルの推進」に当たっては、安全確保を第一とし、安全規制官署において、安全性や品質保証等に関する厳正な審査・検査や指導に万全を期するとともに、自らの責任として評価結果や規制プロセス等に関する積極的な住民説明と情報公開に努められたい。
- ④ 輸入MOX燃料のデータねつ造による国民の不信・不安感を払拭するため、輸入MOX燃料の安全性については、改正された燃料検査体制制度に則り、国の責任による厳正な確認を行われたい。
また、MOX燃料加工の手続きに入った発電所のプルサーマル計画については、MOX燃料の輸送、取扱い、原子燃料の配置、運転への対応等に関して、適切な確認・審査を行うとともに、事業者の品質保証体制と安全管理体制の一層の充実強化の指導と情報の公開に努められたい。
- ⑤ 原子力委員会決定に基づき、六ヶ所再処理工場において電気事業者が毎年度プルトニウムを分離する前に公表することとされているプルトニウム利用計画について、国は、国民に対し十分な説明を行い、同計画の必要性等について理解を求めよう努められたい。
- ⑥ 原子力政策大綱では、使用済MOX燃料の処理の方策については、2010年頃から検討を開始するとされているが、発電所に長期間貯蔵され続けられないよう、処理体系を早期に決定されたい。

《内閣府》
《経済産業省》
《文部科学省》
《原子力委員会》
《原子力安全委員会》

(5) 使用済燃料の貯蔵・管理を行う中間処理施設の立地促進と広報活動の強化等について

今後増加していく使用済燃料の貯蔵・管理については、国として、原子力発電所外での新しい中間貯蔵施設の建設に向けて、立地の促進に積極的に取り組むとともに、国民の理解を得るための広報活動を一層強化されたい。

また、試験研究用原子炉において発生した使用済燃料の処理・処分方策についても、国として明確な方針を示されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

(6) 放射性廃棄物の処理・処分方法の確立等について

① 高レベル放射性廃棄物（海外再処理返還廃棄物を含む。）の最終処分については、処分に係る研究開発の一層の促進を図り、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、基本方針及び計画等を踏まえ、事業の早期実施に向けて政府一体のもと、一層の取組みの強化を図るとともに、事業実施主体である原子力発電環境整備機構に対し、適正な事業執行を指導されたい。

特に、高レベル放射性廃棄物最終処分場は、原子力発電を将来にわたり安定的・継続的に利用していくために不可欠なものであるが、極めて長期にわたる事業であり、国の責任において、地域住民の信頼と安心を構築したうえで、進められたい。

また、東海再処理施設から発生しているガラス固化体の中間貯蔵施設の早期建設に向け一層の取組みの強化を図られたい。

② 新たに導入されたクリアランス制度については、クリアランスレベル以上のものが混入することの無いよう、国は適切な関与を行い、事業者を厳しく指導するとともに、廃棄物行政を所管する省庁と十分協議し、混乱が生じないよう適切な対策を講じられたい。

また、制度や基準の科学的根拠等について、国民に十分説明し、その理解を得るよう努められたい。

③ 原子力発電所以外の事業所に保管されている低レベル放射性廃棄物（サイクル廃棄物、R I 廃棄物等を含む。）の処理基準の策定及び処分について、早急に制度を確立するとともに、その適用に当たっては、国民の十分な理解が得られるよう、制度の策定根拠等について、判り易い説明を実施されたい。

また、放射性物質が混入した廃棄物等が発見された際の取扱いを明確にされたい。

- ④ 放射性廃棄物の区分や処理・処分方法について、国民の理解を得るための広報活動を強化されたい。
- ⑤ 放射性廃棄物の発生量の低減及び減量化の促進について事業所を指導するとともに、これに必要な技術の研究開発を積極的に推進されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

(7) 異常時の迅速かつ正確な情報伝達と公表等について

- ① 原子力発電所等の異常時における地方自治体への迅速かつ的確な通報連絡体制の確立及びその遵守を厳しく指導されるとともに、地方自治体等への通報義務を国と同じく制度化されたい。
- ② 事故故障が発生した際には、原因の速やかな究明と再発防止対策の徹底した水平展開を図るとともに、事業者に対して再発防止のため徹底した指導を行われたい。
- ③ 事故故障の発生、原因究明と対策の検討、運転再開等の各段階で、迅速、正確かつ分かりやすい情報伝達を行われたい。

特に、原子力発電所等の安全性や健全性について、法的・技術的根拠を含んだ国の見解、判断を速やかに示されたい。

なお、現地においては原子力発電所等所在地に設置されている原子力保安検査官事務所等が主体となって、地元自治体や地域住民への定期的な説明や報道等への対応を図られたい。

また、事業者に対しては、速やかな公表を行うよう強く指導されたい。

- ④ 国内外における原子力発電所等で事故故障が発生した場合、速やかに詳細情報や関連情報の入手を行い、国内の各原子力発電所等に対する安全性、信頼性の評価を行い、必要に応じ、適切な措置を講じるとともに、その評価結果等について技術的根拠とともに公表されたい。
- ⑤ 国内外における原子力発電所等で、平成16年8月に発生した美浜3号機のような国民の関心の高い事故故障が発生した場合、全国の原子力保安検査官事務所等を通じて、速やかに関係自治体に事故発生の第一報を入れるとともに、続報についても、国等のプレス発表時期を踏まえた適切な連絡を行われたい。
- ⑥ 軽微な事象についてもランク付けするなど、住民にわかりやすい形での情報公開を徹底するとともに、原因の究明、再発防止対策に、国が積極的に関与する体制を整備されたい。

- ⑦ 法令等に基づく報告対象に該当しない事象についても、地域住民の不安を解消する観点から、住民への情報提供が速やかにできるよう公表の基準を示すとともに、積極的に公表されたい。
- ⑧ 原子力発電施設等の周辺環境から人工放射性同位元素が検出された際、それが立地している原子力発電施設等由来及び過去の大気圏内核実験等の影響では無いと判断される場合には、国自らの責任で調査を行い、国民に対して説明を行われたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《原子力安全委員会》

(8) 国・地方自治体の役割分担の明確化について

地方自治体で事実上行っている安全対策、立地対策について、国・地方自治体の役割分担を明確にするとともに恒久的な財源措置を講じられたい。

また、防災対策についても、同様の財源措置を講じられたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《総務省消防庁》

(9) 原子力安全協定の遵守指導等について

地方自治体が事業者と締結している安全協定が遵守され、地方自治体の行う原子力安全行政が円滑に進むよう、今後とも事業者に対する指導の徹底を図られたい。

《経済産業省》
《文部科学省》

(10) 原子力関連施設の租税特別措置法特例適用について

土地収用法第3条（土地を収用し、又は使用することができる事業）項目に原子力監視事業、原子力防災事業、原子力広報事業を追加するとともに、租税特別措置法における特例適用施設として認められるよう図られたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《財務省》
《国土交通省》

(11) 原子力技術者養成のための教育の充実と人材確保について

団塊の世代の退職や既存の原子力発電所の更新に際し、大学等においては奨学制度や東京大学大学院工学系研究科原子力専攻のような専門職大学院教育の充実に努め、優秀な人材を確保するよう指導・支援を行われたい。

また、原子力発電所等においては、新規プラント建設の減少や熟練技術者の高齢化に伴い、技術の伝承が課題となっていることから、協力会社を含む中堅技術者の技術水準の維持や安全教育の徹底に努めるよう指導・支援を行われたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

《国土交通省》

2 原子力発電所等の安全確保について

(1) 原子力事業者等の不正問題等に対する再発防止対策実施及び安全管理体制確立の指導等について

- ① 国においては、原子力発電所の事故に対する再発防止策等について、各般にわたる総合的政策を構築するとともに、国の厳正な監督の下に着実に実行されたい。

特に、電力自由化が進められる中、事業者のコスト重視によって原子力発電所の安全対策がおろそかになることのないよう強く指導されたい。
- ② 平成18年11月の国等の指示以降明らかになった様々な不正問題等では、原子力事業者及びメーカーの安全管理体制やモラルに係る重大な問題が判明したことから、国においては、地域住民に対し原子力発電所等の運営状況に関する積極的な情報公開を進めるなど安全管理状況の透明性を高めるための制度を検討するとともに、事業者及びメーカーにおける品質保証制度に立脚した安全管理体制の確立・維持と従業者に対する安全モラルの徹底を図るよう強く指導し、不正があった場合には厳しく対処されたい。
- ③ 原子力発電所等の建設、補修及び運営等においては、受注業者が何重にもわたる下請負の体制のもとで工事等が行われている状況にあり、これらの品質保証活動が徹底され、安全確保が十分に浸透し、下請企業を含めた企業システム全体の改善が図られるよう事業者を指導されたい。
- ④ インターネットを通じた情報流出に鑑み、事業者に対し、下請企業も含め核物質防護に関する情報管理を徹底するよう指導されるとともに、国自身においても更なる情報管理を徹底されたい。
- ⑤ 原子力発電所における計器の設定ミスの特長にわたる見落としや、定期検査の判定基準に適合させるなどのための検査データの改ざん等が発覚したことに鑑み、再発防止対策が確実に実施されるよう指導されたい。
- ⑥ 平成18年11月の国等の指示以降に電力会社において様々な不正等が明らかになったが、各々の事象を検証したうえで事業者に対する検査を強化するとともに、ミスやトラブルを隠ぺいせず、その原因究明を優先させ、事業者が積極的に安全対策を行えるような法体系を検討されたい。
- ⑦ 建設中の原子力発電所等においてトラブル等の社会的関心が高い事象が発生した場合、地域住民の原子力発電所に対する不安が生じることから、国においても原因究明等に積極的に関与し、情報公開を行うなど、地域住民の不安解消に努めるとともに、建設工事関連会社を含め、その事象等に対する再発防止が確実に実施されるよう事業者を適切に指導されたい。

- ⑧ 平成19年新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所で発生した様々な事象に対して、精密な解析と評価を行い、原子力発電所等の地震対策の今後の課題点を整理したうえ、国民の安心と安全を満たす早急な対策を講じられたい。
- ⑨ 消火体制の充実強化について
- ア 原子力事業所の火災発生時に消火活動を迅速に行うため、消防車両の性能、消火用配管の耐震性、公設消防への通報手段や自衛消防体制の強化等について、事業者を適切に指導されたい。
- イ 自然災害時に原子力事業所で火災が発生した場合の消火体制を検討するとともに、公設消防等関係機関との訓練を通じた体制の確認を事業者へ指導されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

《総務省消防庁》

(2) 抜本的な安全管理システムの構築について

- ① 国内外の事故事例から得られる情報を含む最新の知見を不断に取り入れ、科学的合理性に基づいた安全基準、維持基準や点検指針を国として明確に示すこと。
- また、事業者が十分に国の基準等を理解して、運用現場での的確な点検・判断が可能となるよう、透明性が高く、より実効性の高い国の安全規制の確立を図ること。
- ② 安全基準や点検指針等の策定に当たっては、一次系、二次系を問わず、人身に対する被害の未然防止という観点を最も重視し、工学分野の専門家だけではなく、安全に関する組織マネジメント等の他分野の専門家の意見も取り入れること。
- ③ 定期検査、定期事業者検査や原子力保安検査において、国がチェックすべき内容についても、安全基準や点検指針等の中で明らかにすること。
- ④ 事故の未然防止対策に重点を置いた国の安全指導体制を強化すること。具体的には、原子力発電所や火力発電所における、事故に至らないような軽微なトラブル等を含む様々な技術情報を収集・分析し、それを基に国が事業者に対し問題点の改善を勧告する体制を構築すること。
- ⑤ 事業者及び発電所の保守・点検など安全管理業務を行う企業に対しては、品質管理を含めた保全に関する資格制度、教育訓練制度を設けるなど、関連

企業を含む関係者に対する安全管理水準の向上の支援に積極的に取り組むとともに、危機管理意識の醸成に努めるよう指導されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

(3) 従事者等からの安全情報への迅速・公正・厳格な調査の実施について

国に対する原子力事業に従事する者等からの原子力発電所等の安全情報に係る申告については、迅速かつ公正、厳格に調査を行い、不備・不正があった場合には厳しく対処し、その結果を速やかに公表するとともに、申告者の保護等に十分配慮するなど申告制度が原子力発電所等の安全確保上有効に機能するよう、なお一層努められたい。

また、地元自治体に対し、原子力発電所等の安全情報に係る申告があった場合や申告者自らが公表した場合等においても、国が迅速かつ積極的に調査を行い見解を示すとともに、地元自治体を実施する原子力発電所等の調査等の対応に対し、必要な協力を行われたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

(4) 信頼性の向上のための審査、検査体制の充実等について

① 原子力発電所等に対する国等の審査・検査は、安全性確保の大前提であり、国は、厳格な規制、監督を行い、規制の実効性を更に高め、立地地域の信頼を得られるよう、審査・検査体制について不断の見直しを図り、その充実強化に取り組まれたい。

特に、浜岡5号機及び志賀2号機において、タービン損傷事故が発生しているが、このような事故を看過することがないような審査体制の構築を図られたい。

② 平成18年11月の国等の指示以降明らかになった法定検査データの改ざん等については、事業者の企業体質に問題があることを改めて浮きぼりにした。その点で、事業者を規制・監督する国の責任は非常に重く、二度と不正が起きないように、安全規制に係る検査制度をより実効性あるものに充実させるとともに、新しい検査制度についても、今回発覚した問題を踏まえて、一層の安全確保を前提とした、より良い検査制度になるよう検討を図られたい。

- ③ 検査内容の見直しに当たっては、運転中の点検監視の一層の充実や検査の向上などについて、立地地域の安全、安心を第一に考えた慎重な検討が求められるところであり、地震により被災したプラントや高経年化プラントをはじめ、プラント毎に更なる安全性の向上が図られるよう検討されたい。

さらに、定期検査間隔の設定に当たっては、各プラントに関する技術的根拠とともに、品質保証体制の熟度など、事業者の質的評価も反映するよう検討されたい。

また、安全性の確保についての具体的なデータを示すなど説明責任を果たし、国民の理解と信頼を確保されたい。

- ④ 定期事業者検査及び定期安全管理審査については、明確な運用基準のもとで実施するとともに、事業者自らの責任のもと、原子力発電所等施設全体の品質向上及び保守管理の徹底に係る意識の改善も含め、絶えずその有効性の検証と情報公開により、国民の十分な理解を得られたい。

- ⑤ 国が責任を持って、定期検査全体の信頼性評価を厳正に行うとともに、検査技術の高度化のための研究及びその成果の取り入れを積極的に行い、定期検査の信頼性の向上を図られたい。

また、定期検査の内容について、検査データを含め積極的な公開・公表を行うほか、現地の原子力保安検査官事務所においても結果を公表されるよう対応されたい。

- ⑥ 原子力保安検査官制度を十分活用することにより、保安検査等を通じて運転手順書類の適正化、関係従事者の教育訓練の徹底、品質保証活動の徹底及び設備改良等について事業者を強く指導し、ヒューマンエラー及び不正の発生防止を図られたい。

特に、平成16年8月の美浜3号機事故では、事業者の自主検査体制上の不備が指摘されているところであり、原子力発電所等の全体の検査体制を充実するとともに、事業者自らが責任を持って最終的に確認するよう、保安検査等を通じて、これらの品質保証活動の徹底について強く指導されたい。

- ⑦ 独立行政法人原子力安全基盤機構は、安全に関する専門家集団として国民の負託に応えるべく、同機構が関与する定期検査項目や定期安全管理審査が厳正に実施されるよう指導・監督するとともに、その結果を公表されたい。

特に、平成19年2月に、原子力発電所の定期検査の確認作業で、一部不備が見つかったことから、指導・監督をより強化されたい。

- ⑧ 原子力発電所等の安全性に係る疑義が生じた際には、速やかに関係自治体に連絡するとともに、疑義に係る調査や対策について公表を行うほか、現地の原子力保安検査官事務所においても結果を公表されるよう対応されたい。

- ⑨ 国は原子力発電等に係る規制監督省庁としての役割を深く認識し、保安検査等を通じて、原子力発電所における不具合や事故・トラブルを未然に防止できるよう、保安検査体制の充実を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

(5) 作業従事者の安全確保対策及び人命救助体制の強化について

原子力発電所等における作業従事者の安全確保対策を徹底し、放射線被ばくについても、なお一層低減化されるよう対策を講ずるとともに、事業者に対し、人命を救助する体制の強化を指導されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

(6) 平成18年11月の国等の指示以降明らかになった様々な不正等に対する対応について

明らかになった様々な不正は、事業者の企業体質に関わるものであり、原子力に対する信頼を根本的に揺るがす極めて重大な問題である。

国においては、この深刻な状況を十分認識のうえ、原子力の安全性に対する国民の信頼を回復するため、責任ある対応をするよう強く求めるとともに、次の事項について万全の措置を講じられたい。

- ① この不正問題では、事業者の体質に係る重大な問題が判明したことから、国においては、事業者に対し体質改善の徹底を図るよう指導すること。
- ② 事故やトラブルなどの隠ぺいが行われないう、原子力発電所等の運転状況を常時監視記録し、複数部署で確認するような体制、システム作りを行われたい。
- ③ 平成18年秋に明らかになった取放水温度差データの改ざんでは、取放水温度差の基準の位置づけが不明確であったことも一因であり、不正防止のため基準の明確化を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

(7) 設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進について

設備の健全性評価については、立地地域を中心に「安全管理体制が後退するのではないかと懸念する声も大きいことから、確実に安全を確保できるものであるかどうか十分な技術的検討を行うとともに、国として、その必要性や科学的な根拠を含め、情報公開を徹底し国民の十分な理解を得られたい。

特に、次の事項について対策を強化すること。

- ① 超音波探傷検査を含む非破壊検査技術の信頼性については、健全性評価の大前提となる大きな問題であるため、検査制度の十分な検証と検査員の資質向上を図るとともに、その検査結果に基づく健全性の評価については、情報公開を徹底し、国民の理解を得られたい。
- ② 配管の減肉管理指針については、設備の健全性評価のように、国として厳正な技術評価を行うとともに、積極的な情報公開を行われたい。
また、配管減肉管理について、国の定めた要求事項を遵守していなかった例も複数あることから、事業者に対し遵守を徹底されたい。
- ③ 施設・設備の健全性評価の運用に当たっては、明確な運用基準を示し、透明性を確保されるとともに適切な運用を図るよう、強く事業者を指導されたい。
- ④ 原子力発電所の主要な設備であるハフニウム板型制御棒のひびが確認された問題について、国では、平成18年5月に調査報告書を取りまとめ、事業者及び国の今後取り組むべき方針が示されたところであるが、この中で明らかになった制御棒に適用される技術基準の明確化等の課題については、再発防止の観点から早急に検討を進め、改善を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

(8) 原子力発電所等の耐震安全性について

- ① 平成19年新潟県中越沖地震について、詳細な解析を速やかに行い、平成18年9月に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下、「新たな耐震審査指針」という。）の妥当性を早急に検証するとともに、最新の知見に基づき必要に応じ耐震審査指針の見直しを行うこと。

また、検証の結果を、現在、電気事業者等が実施している新たな耐震設計審査指針に照らした原子力発電所等の耐震安全性評価に適切に反映させるとともに、国の責任で最新の知見をもとに、当該指針に基づき事業者の行った

耐震安全性の再評価を、客観的かつ厳正に確認し、必要に応じ、事業者に対して適切な対策の指示を行われたい。

特に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）について」等の通知により、電気事業者等から報告させる内容については、厳正に確認されたい。また、発電所全体として一貫した地震対策を実施しているかどうかについても厳格に確認されたい。

なお、検証結果及び確認結果等については、国民にわかりやすく説明を行われたい。

- ② 新たな耐震設計審査指針に基づき、事業者が実施する地質調査に対しては、国の責任の下で陸上のみならず海底の活断層等についても、十分な検証を行われたい。

また、国自らが行う海底活断層調査については、すべての原子力発電所について最新の知見を用いて行うとともに、調査地点の選定等については、国民へ十分な説明を行われたい。

- ③ 「残余のリスク」については、徒に国民の不安を煽ることのないよう、評価結果を適切に取扱うとともに、国民にわかりやすく説明されたい。
- ④ 平成19年新潟県中越沖地震や能登半島地震など、日本海側でこれまで十分な情報が得られていなかった海域の活断層が活動していることから、国として日本海沿岸部の海域活断層に関する調査研究を積極的に推進されたい。
- ⑤ 新たに活断層の存在などの知見が得られた場合や、地震調査研究推進本部等により新たな評価が示された場合には、その内容について審査指針に照らして検証するとともに、必要ならば、既設の原子力発電所等の耐震安全性の評価に反映し、改めて評価を実施されたい。その上で、必要な対策については、事業者に指示するとともに、立地地域の安全・安心の観点から、国自らがその結果を、地元住民に対して分かりやすく、丁寧に説明されたい。
- ⑥ 大型振動台による実証試験を継続して実施するとともに、新たな耐震審査指針に基づき、既存の原子炉施設について改めて実証試験を行われたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

（９）シビアアクシデント対策の推進について

原子力発電所等のより一層の安全確保のため、今後ともシビアアクシデント対策を積極的に推進されたい。

また、国民に正しい認識が得られるよう、国において広報等を徹底して行われたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《原子力安全委員会》

(10) 高経年化対策の推進について

高経年化対策については、今後とも、長期保全計画実施状況の定期検査等による確認等、高経年化対策検討委員会の最終報告書に盛り込まれた対策を着実に実施し、国自らがその内容を国民に対して分かりやすく丁寧に説明するとともに、最新の知見に基づく絶え間ない検討を重ね、安全対策に万全を期すること。

《経済産業省》
《文部科学省》
《原子力安全委員会》

(11) 原子炉の廃止措置について

① 廃止措置対策の確立について

原子炉の廃止措置については、安全確保に万全を期し、発生する放射性物質の処理基準や関係法令等の整備、放射性廃棄物ではない廃棄物の取扱いの確立や、廃炉費用の確保等により、確実な原子炉の廃止措置を図られたい。

また、原子炉の廃止措置に関し国民の理解促進のため、広報活動等を積極的に行われたい。

② 廃止措置の安全確保について

日本原子力発電(株)東海発電所の廃止措置は、実用炉としては我が国初の措置となるため、安全確保に万全を期するとともに、進捗状況に応じて情報の提供を行われたい。

③ 施設の供用期間に係る国の関与について

施設の供用期間については、事業者の判断に委ねるのではなく、国は安全確保の観点から積極的に関与しその責任を果たされたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《原子力安全委員会》

(12) 放射性廃棄物の安全管理の徹底について

原子力発電所等における放射性廃棄物管理、放射線管理が適正になされるよう、事業者に対する指導監督の強化等を図られたい。

- ① 放射性廃棄物保管施設の保管状況、特に、地下貯蔵ピット方式の保管施設については、雨水等の進入、滞留の有無を定期的に点検改善を行うよう指導されたい。

また、保安検査等により当該施設の管理状況を確認され、必要に応じて改善を指示されたい。

- ② 放射線管理区域から持ち出される物品の汚染の有無の確認方法等を、早急に明確化されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

(13) 温排水影響調査の充実強化等について

環境及び生物等に対する温排水の影響を把握するための一元的、総合的な調査研究を促進されたい。特に、漁業に対する影響を把握するうえでも、温排水の広域的長期的な調査をさらに充実強化されたい。

また、これまでの試験調査の成果を示すとともに、これに基づく影響調査の手法及び評価の方法を早急に確立されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

3 原子力防災対策の充実について

(1) 大規模自然災害等に対する防災体制の強化について

平成19年新潟県中越沖地震を踏まえ、原子力災害対策特別措置法の改正を含めた検討を行うことにより、次のとおり、原子力発電所等が大規模自然災害等により被災するなど発電所等への影響が懸念される場合にも実効ある防災体制を強化する仕組みを整備されたい。

- ① 事業者が事実関係を公表し、自ら安全性を確認すること及び国が安全性の評価を迅速に行うという役割を明確にするとともに、大規模自然災害等が発生し、原子力発電所が被災した場合はもとより、発電所等への影響が懸念される場合は、国が発電所等内部の状況や住民避難の必要性等を自律的に判断し、公表すること。
- ② 火災対策等の実効性を確保するため、総務省消防庁との共管と併せて原子力事業者が作成する防災業務計画への自衛消防組織の設置等を義務づけること。
- ③ 原子力発電所等の危機管理体制の充実・強化に向けた国の指導・監督を強化することと併せて、原子力防災管理者の国、自治体等への通報義務について、火災や大規模自然災害等を明記すること。

《経済産業省》

《文部科学省》

《総務省消防庁》

《原子力安全委員会》

(2) 原子力防災対策業務に係る責任官庁の一本化及び地方自治体の体制整備への配慮等について

- ① 原子力防災対策の実効性を高めるため、国の原子力防災対策業務の責任官庁を一本化し、自治体、事業者への指導の充実強化を図られたい。
- ② 原子力災害対策が有効に機能するよう、原子力防災専門官及び火災対策専門官のより一層の積極的な業務遂行の徹底を図られたい。
- ③ 防災指針等を改訂する際は、現場で混乱が生じないよう、十分地方自治体の実情を勘案するとともに、改訂についての具体的な運用通知やマニュアルの作成、担当省庁の明確化などにより、地方自治体の体制整備が円滑に進められるよう配慮されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《総務省消防庁》
《原子力安全委員会》

(3) 事故時における国の地方自治体への柔軟な支援と原子力防災支援機関の役割等の明確化について

- ① 国の災害対策本部設置に至らないような事故時においても、地方自治体の要請に基づいて専門家を現地に派遣する体制や移動手段等を明確にし、原子力災害対策特別措置法改正の際には内容を盛り込むなど、県、市町村の防災体制を支援できるように十分な体制を整備されたい。
- ② 現在、原子力防災支援業務を行っている「原子力安全基盤機構」、「原子力緊急時支援・研修センター」、「原子力安全技術センター」、「日本分析センター」の原子力防災体制における位置付けを明確にし、その機能の充実・強化を図られたい。
- ③ 原子力発電所が大規模自然災害により被災した場合等には、原子力災害に至らない場合であっても、原子力安全施設等緊急時安全対策交付金により自治体が緊急に原子力施設の安全性や放射線監視情報等を住民等に広報できるよう制度を整備されたい。

《経済産業省》
《文部科学省》

(4) 具体的な事故想定に基づく立地地域道路網の優先整備など原子力防災対策の充実強化について

- ① 原子力発電所等ごとに原子力災害時の具体的な事故想定、影響を及ぼす範囲及び被害想定について検討を行い、住民避難に支障が生じることのないよう、避難経路・迂回路の確保のための立地地域の道路網の優先整備や除排雪体制の拡充など、地方自治体への支援を含めて、原子力防災対策の充実強化を図られたい。
- ② 地方自治体で整備する防災用資機材について、整備すべき基本的な防災用資機材の種類・数量を規定するとともに、その整備及び維持管理に要する費用の財源措置について、充実強化を図られたい。
また、地方自治体の個々の実情により整備する防災用資機材についても、交付金の充当を可能にするなど、財源措置について弾力的な運用を図られたい。
- ③ 緊急時における防災業務関係者の被ばく管理マニュアルを、早急に整備されたい。

- ④ 県、市町村等が、災害発生時に各々の役割に応じた応急対策を効率よく確実に実行するために、オフサイトセンターで集約した各種データを、リアルタイムで県等の災害対策本部へ伝送するシステムを整備されたい。
- ⑤ オフサイトセンターにおける各機能班の活動マニュアルを、防災訓練等を通じて、関係自治体等関係機関の役割を明確にするなど、より実効性のあるものとするため、毎年改善されたい。
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法に基づく、立入検査指針を作成されたい。
- ⑦ 自然災害等により原子力防災計画に位置付けられている避難施設、避難経路などが被害を受けた場合には、優先的に応急対策や復旧対策を講じられたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《総務省消防庁》

《国土交通省》

(5) オフサイトセンター及び関係施設整備のための財源措置等について

- ① オフサイトセンターと立地市町村を結ぶTV会議システム等の整備については、防災の観点から、原子力防災体制を重点的に充実すべき全ての市町村及び周辺関係市町村に対しても整備するとともに、センター内に整備した国の設備についても充実強化を図られたい。

更に、県及び市町村に整備するTV会議システム等の維持管理費についても、自治体の新たな負担とならないよう所要の措置を講じられたい。

- ② 原子力発電所等の新規立地地点において、オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）を、国の責任において設置されたい。
- ③ 県、市町村及びその他関係機関が防災対策を実施するために必要な施設や住民広報のための施設整備（市町村防災行政無線を含む。）及び運営管理上必要な財源措置について、充実強化を図られたい。

特に、緊急時連絡網については、関係機関等への拡充を図るとともに、事業者とも結ぶことができるよう制度の充実並びに情報伝達の高度化を図られたい。

- ④ オフサイトセンター代替施設の増改築、移転及び変更等に伴う建屋整備及び防災対策を実施するために必要な設備（オフサイトセンターに準じた緊急時連絡網等）の整備並びに運営管理上必要な財源措置を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《総務省消防庁》

(6) 緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）の充実について

緊急時迅速放射能影響予測システムの運用に当たっては、同システムの起動基準・運用基準を明確にするとともに、高度利用のため緊急時対策支援システム（ERSS）等との結合を図るなど、各種防災対策の情報が入手できるよう、システムの充実強化を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

(7) 原子力発電所等周辺上空の安全確保のための運航ルールづくりについて

原子力発電所等周辺の上空を航空法にある飛行禁止区域として、すべての航空機の飛行を全面的に禁止するとともに、飛行禁止区域周辺の航空機の飛行に当たっては、原子力発電所等の安全を確保しうる最低安全高度を設定すること。

また、航空機の運航については、管制も含め人的ミスの発生防止に努め、原子力発電所等周辺空域の安全を確保すること。

《経済産業省》

《文部科学省》

《国土交通省》

《外務省》

《防衛省》

(8) 核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と防災業務従事者への教育訓練等について

国は、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故について、対策マニュアルを早急に整備するとともに、事業者に対して、被害想定に応じた応急対策が的確、迅速に実施できる教育訓練の実施を指導すること。

なお、自治体があらかじめ輸送計画に関する情報を把握できる仕組みを構築すること。

また、国は、事故対応に携わる可能性のある消防、警察等の防災業務従事者への教育訓練の充実や資機材の整備を図るとともに、自治体に対しても必要な財源を講ずるなど、運搬中の防災対策の充実強化を図ること。

《経済産業省》

《文部科学省》

《国土交通省》

《総務省消防庁》

《警察庁》

《海上保安庁》

(9) 原子力災害が他の災害と重なった場合等の防災対策について

原子力災害時に風水害や地震等、他の災害と重なった場合の防災対策について検討を行い、具体的な対応を早急に地方自治体に示されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《総務省消防庁》

(10) 原子力防災訓練の充実について

原子力災害対策特別措置法に基づいて国が実施する防災訓練について、地方自治体からの実施要請には、実施回数を増やすなど積極的に対応されたい。

また、道府県が主体となって行う防災訓練についても、オフサイトセンターに関する訓練については、国が主体となって計画策定及び実施（各省庁の訓練参加者の調整を含む。）に取り組むとともに、国は、道府県が主体となって実施する訓練のあり方、国が対応する範囲について具体的に示されたい。

更に、訓練での反省点を踏まえて「オフサイトセンター運営要領」を改善するとともに、訓練のノウハウや反省事項が速やかに全国展開できるよう、原子力防災専門官を通して周知を図られたい。

この他、より実効的な応急活動を行うため、緊急時にオフサイトセンターに派遣される国（指定地方行政機関含む。）の職員も積極的に参加して、オフサイトセンターに整備した国の設備に対する操作説明会や機能班訓練研修（ブラインド方式）などを定期的実施することにより、平常時から地方自治体職員との連携を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《総務省消防庁》

(11) 原子力発電所等所在消防本部が整備すべき化学消防車の財源措置について

平成19年新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所内変圧器火災を踏まえ、国においては、「消防力の整備指針」を見直し、原子力発電所等で火災が発生した場合の消防本部の消防体制を強化するため、原子力発電所等が所在する消防本部は、化学消防車1台配置することとされたが、原子力発電施設等

緊急時安全対策交付金での整備を可能にするか、別途補助制度を創設するなどして、地元自治体等の負担にならないよう財源措置を行うこと

なお、この場合、化学消防車の整備が必要である市町村や消防が申請主体となるようにすること。

《経済産業省》
《総務省消防庁》
《財務省》

4 緊急被ばく医療体制について

(1) 「防災指針」に基づいた緊急被ばく医療体制の強化とマニュアルの整備について

従来の緊急時医療体制の拡充強化を図るため、人命尊重の視点に立ち、救急医療・災害医療体制との整合性の取れた被ばく医療体制の確立を目指して、「防災指針」の改訂が平成13年6月にあった。

については、本指針の実効性を高めるため以下の内容について早急に対応されたい。

- ① 初期、二次及び三次被ばく医療体制に位置付けられた医療機関等については、その機能が確保・発揮できるよう、ハード・ソフト両面の整備についての国からの専門技術的支援及び財政支援等の充実・強化を図られたい。

特に、初期被ばく医療機関は、その地域における一般の救急医療体制として日常的に機能していることが必要であるため、国においては、医師不足等の課題を抱える医療機関に対し、医師派遣等の人的支援の充実・強化を図られたい。

- ② 三次被ばく医療機関として指定されている放射線医学総合研究所に加えて、平成16年に新たに西ブロック地域において、広島大学が指定されたことから、これら地域の三次被ばく医療機関に対しては、機器整備をはじめとして、より効果的な支援が行えるよう体制づくりに努めること。

また、医療関係者に対する教育及び訓練、放射線防護協力機関、初期及び二次被ばく医療機関等との連携・協力体制の構築に努めること。

さらに、三次被ばく医療機関への搬送は、ヘリコプター等の航空機による体制の構築に努めること。

- ③ 国において、被ばく医療における医療関係者の安全基準、被ばく患者の処置を行った医療機関の汚染の有無の検査方法や公表の手順を明確に示されたい。

- ④ 緊急被ばく医療措置が事故から災害レベルまで継ぎ目なく適切に実施するための医療活動マニュアルを早急に整備されたい。

この場合、原子力発電所や再処理施設などの施設種別ごとに、平成16年8月に起きた美浜3号機の二次系配管破損事故のように、多様な事故想定を前提に整備されたい。

- ⑤ 緊急被ばく医療体制を整備するに当たり、(独)国立病院機構及び国立大学法人が設置する病院や公的病院による協力体制が図られるよう、国において医師等医療関係者に対する研修の実施など人材育成の強化を推進されたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《厚生労働省》
《原子力安全委員会》
《総務省消防庁》
《防衛省》

(2) 「防災指針」に基づいた安定ヨウ素剤の服用基準の明確化について

安定ヨウ素剤の予防服用を防護対策の一つとして位置付け、原子力安全委員会では平成14年4月に「防災指針」を改訂したところであるが、服用対象者、服用方法、配備や現場での服用指導などに混乱を招くことなく、統一的、かつ地域の実情に応じた現実的な対応がとれるように、改訂についての具体的な運用通知や住民啓発用資料などを整備するとともに、国においては、避難等とヨウ素剤予防服用を組み合わせた総合的な防護対策のあり方を早急に示されたい。

また、安定ヨウ素剤の服用については、1回で十分で、2日目以降は避難を優先するとなったが、原子力災害に備えて各自治体で備蓄しておく必要量について、根拠も含め明示されたい。

さらに、迅速かつ円滑な安定ヨウ素剤の予防服用を行うため、国が製薬業者等に対し、溶解作業を要しない剤型（ユニットドーズ等）や、溶解可能な丸薬（12.5mgヨウ素含有）の開発及び製造について指導・助成されたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《厚生労働省》
《原子力安全委員会》

(3) 住民及び防災業務関係者の事故後の健康管理対策の明確化と放射線等に関する普及啓発について

住民及び防災業務関係者（以下「住民等」）の健康調査に関して、事故後の健康調査やその後の長期的な住民等の健康管理対策（心のケアを含む。）を含めて、その内容や方法などを明らかにし、住民等の健康管理対策マニュアルの整備や実施体制の拡充を図るとともに、放射線、放射性物質の人体影響・放射線防護の方法等に関する知識の普及啓発を図られたい。

また、事故現場を通過した観光客等の健康調査についても実施できるよう財源措置を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》
《厚生労働省》
《原子力安全委員会》

5 電源地域振興対策の充実強化について

(1) 廃炉に伴う措置について

原子炉の廃炉は、地方自治体の関与が法制化されておらず、事業者の経営判断のみで廃炉が決定され、地域経済に大きな打撃を与える恐れがあるため、地方自治体の意見が尊重される仕組みを構築されたい。

また、廃炉後においても地域の自立的な発展がなされるよう、制度を整備されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

《総務省》

(2) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について

立地地域の実情に沿った自立的、持続的発展を図るため、計画のフォローアップ体制を整えるなど、計画に盛り込まれた各種事業を確実に実施できるよう所要の措置を講じられたい。

また、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」（以下「特別措置法」）に基づく特例措置を堅持されるとともに、諸制度について法令等の改正を含め、以下の内容について早急に対応され、現行法の失効する平成23年度以降の法の延長について措置されたい。

- ① 原子力発電施設等立地地域の指定に当たっては、地域の実情に応じ弾力的な運用を図るとともに、知事の申出を最大限尊重すること。特に、現行の立地地域が市町村合併を行う場合においては、知事の申し出に基づき、合併後の市町村全域を立地地域として指定できるようにすること。
- ② 国の一般会計内において別枠予算を確保すること。
- ③ 振興計画の内容に「観光開発」や「文化振興」を追加すること。
- ④ 特別措置法第7条（補助割合）及び第8条（交付税）に基づく特例措置の適用対象とする事業については、「道路」、「港湾」、「漁港」、「消防用施設」及び「義務教育施設」の5つに限定せず、振興計画に基づく事業全般を対象とすること。

また、事業内容についても「原子力災害が発生した場合において、避難又は緊急輸送をするために必要なもの」等に限定せず、真に実効性ある施策とするため、法律の目的である地域の振興に資する事業まで拡大すること。

- ⑤ 補助率の嵩上げ率の引き上げを図ること。
- ⑥ 不均一課税に係る対象業種を追加すること。
- ⑦ 特別措置法第9条に基づく財政上、金融上及び税制上の措置については、効果的な施策を早急に講ずること。

《内閣府》
《経済産業省》
《文部科学省》
《財務省》
《総務省》
《厚生労働省》
《農林水産省》
《国土交通省》
《環境省》

(3) 立地地域振興のための税制上の措置について

原子力発電所等立地市町村の長期に亘る安定した財政運営と地域振興を図るため、原子力発電施設の償却資産に係る償却残存率5%を維持するとともに、国の高経年化対策において供用期間が60年と仮定されているのに対して、法定耐用年数については汽力発電用の構築物が41年、汽力発電設備が15年と乖離していることを踏まえ、既存のものも含めて原子力発電所の償却資産に係る法定耐用年数を実稼働年数に沿ったものとするよう見直しを図られたい。

また、研究開発機関に対する課税標準の特例適用の撤廃を図られたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《財務省》
《総務省》

(4) 核燃料税（法定外普通税）について

核燃料税については、自主的、自立的な地方税財源の確保のための法定外普通税として、尊重されたい。

《経済産業省》
《文部科学省》
《財務省》
《総務省》

(5) 法人事業税の収入金額課税について

電気供給業に対する収入金額課税は、その事業の特殊性に適した課税方式であって、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持されたい。

《経済産業省》

《財務省》

《総務省》

(6) 温排水の有効利用のための総合的研究開発の推進について

温排水を農業、水産業等地域産業に有効利用するための総合的な研究開発を積極的に促進されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

(7) 原子力発電所等立地地域における科学技術振興について

- ① 原子力発電所等立地地域における科学技術振興を図るため、地域の研究基盤の充実強化及びそれらを活用した調査研究活動を支援するための制度を創設されたい。
- ② 電源立地地域対策交付金において、科学技術の研究振興を支援するための制度を創設されたい。
- ③ 原子力に対する総合的かつ科学的な理解を深めるための活動に対する助成の充実を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

6 電源三法交付金制度の充実について

(1) 電源三法交付金制度（全般）について

電源三法交付金制度については、関係自治体の自主的、弾力的な活用による恒久的地域振興が可能となるよう制度改善を図られたい。また、規則改正等の重要な変更を行う場合には、関係自治体に意見を求め、その結果を反映すること。

なお、引き続き、電源地域への財政的支援措置が後退することのないよう、交付金の原資となるエネルギー対策特別会計における電源開発促進勘定の電源立地対策への配分を十分確保し、また、一般会計から繰り入れる制度及び将来財政需要が増大した場合には、必要な資金が確実に確保できる制度とする特別会計の改革方針に基づき、原子力発電所等立地地域住民に不安を与えないよう取り組まれたい。

また、全額概算払いによる早期交付に努められたい。

- ① 原子力発電所等に対する交付金額の増額を図るとともに、道県が原子力発電施設周辺地域における地域振興対策や避難道路等の整備を行うために要する財源として、交付金制度の拡充や創設を図られたい。
- ② すべての核燃料物質の加工施設、原子力関連研究施設を対象に加えられたい。
- ③ 電源地域全体の均衡ある発展を図るため、既存立地地域はもとより、周辺地域に対する交付金の創設など、周辺地域にも立地地域と同程度の対策を講ずること。
- ④ 交付対象地域については、地域実情を踏まえたうえで、地域要件を緩和されたい。
- ⑤ 電源三法交付金・補助金の適用期間は、発電所の運転終了で終わることなく、完全撤去まで延長されたい。
- ⑥ 設備能力により交付限度額を算定する場合にあっては、熱出力一定運転による最大出力を適用されたい。
- ⑦ 電源立地地域対策交付金の交付限度額算定にかかる算定諸元となるデータの収集に当たっては、常に正確なデータ確保に努め、誤りの防止対策に万全を期されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

(2) 市町村合併に伴う電源三法交付金限度額の増額について

交付金の交付対象市町村と対象外市町村が合併した場合には、合併前の交付対象市町村に不利益とならないよう交付限度額を増額されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

(3) 電源立地地域対策交付金の充実等について

電源立地地域対策交付金については、関係自治体の要望、意向を最大限尊重し、制度の一層の充実・改善を図るとともに、関係自治体の自主的な活用が一層図られるよう弾力的な運用を図られたい。

ア 交付単価の増額

- ・ 特に、原子力立地給付金に関し、旧隣接市町村について、旧所在市町村との合併の有無に関わらず、交付限度額を立地市町村と同額に引き上げるとともに、旧所在市町村又は旧隣接市町村と合併する対象外市町村についても交付限度額を増額すること。

イ 使途の拡大及び一層の弾力的運用

- ・ 電源三法交付金で既に整備した施設について、市町村合併による施設等の統合により他の用途へ変更する場合などは、弾力的な運用を認めること。

ウ 補助裏使用制限の撤廃

エ 交付限度額の引き上げ

- ・ 特に、MOX燃料を使用して発電したときは、電力移出県等交付金枠への加算を行うこと。

オ 基金の目的変更等、基金の処分範囲の拡大及び処分期間の制限撤廃及びその弾力的な運用

カ 交付期間の延長

キ 対象区域の拡大

- ・ 電気料金割引等に係る交付対象区域を原子力発電所等が立地する道県の全域に拡大
- ・ 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当分に係る交付対象地域を周辺市町村に拡大
- ・ 電力移出県等交付金相当部分に係る交付対象地域を送電実績のある道県に拡大

ク 公共用施設整備計画、利便性向上等事業計画の協議手続の簡素化や変更協議を要しない範囲の拡大

ケ 電源立地等初期対策交付金相当分における毎会計年度の交付限度額の撤廃

コ 原子力みなし運転期間の拡大

- ・ 原子力みなし運転期間について、経済産業大臣による運転再開の確認から3月までの期間がその対象となっているが、当該期間の延長を図ること。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

(4) 企業立地資金貸付事業について

企業立地資金貸付事業の貸付条件について、地域の実態に応じて各道府県の裁量で決定できるよう、弾力的運用を図られたい。

また、貸付用基金について、基金の目的変更等、基金の処分範囲の拡大ができるよう、弾力的な運用を図られたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

(5) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）について

当該補助金は、補助の交付率が拡大したことから、所要額が増大しているため、十分な予算の確保に努めること。

なお、原子力発電所等が立地する道県全域に拡大することを基本としつつ、制度趣旨に鑑み、立地地域にはより一層の制度の拡充を図るため、次の改善を図られたい。

ア 交付期間の延長

イ 給付金額算定の際の契約電力の上限引き上げ

《経済産業省》

《財務省》

(6) 電源過疎地域等企業立地促進事業補助金（B補助金）について

当該補助金は、原子力発電施設周辺地域において平成20年度から廃止するとされているが、制度趣旨に鑑み継続して補助を行うこと。

《経済産業省》

《財務省》

(7) 原子力発電施設等立地地域特別交付金の充実等について

次の改善を図られたい。

- ア 交付限度額の増額
- イ 原子力発電所等が立地する道県については、全域を対象とすること
- ウ 交付対象事業要件の緩和

《経済産業省》

《財務省》

(8) 電源地域産業育成支援補助金について

電源地域産業育成支援補助金は電源立地地域対策交付金に統合され、人材育成や産業おこし施策は新交付金のメニュー事業として実施することとなったが、交付地域にとっては、交付金が実質目減りすることとなるため、これまでどおり、原子力発電所等立地地域を対象とした単独の補助制度とされたい。

《経済産業省》

《財務省》

(9) 原子力発電安全対策交付金の充実等について

① 放射線監視等交付金について、次の改善を図られたい。

- ア 交付限度額の大幅な増額
- イ 施設整備事業の拡充（機器更新時の新規購入、増設）
- ウ 事業間の流用を認める等の弾力的運用
- エ テレメータ更新や排気筒モニタ等事業者データを取り込む場合の加算額の増額
- オ 交付限度額は、事業所数によるほか当該事務所の原子炉数も考慮すること

② 広報・安全等対策交付金について、次の改善を図られたい。

- ア 運転開始後一定期間を経過する所在及び隣接市町村に係る交付金の減額及び打切措置の廃止
- イ 停止期間制度の廃止
- ウ 交付限度額の増額
 - ・ 交付対象施設の数や種類が十分に考慮された交付限度額とすること
 - ・ 発電所のプラント数が十分に考慮された交付限度額とすること
- エ 使用範囲の拡大
- オ 全額概算払いによる早期交付
- カ 温排水影響調査事業の交付年限の撤廃

キ 温排水影響調査施設等の更新期間の延長（原子力発電施設の使用を終了する日まで）

ク 事前調査事業の交付年限の改善

ケ 原子力広報研修施設整備枠の拡大

③ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金について、次のとおり改善を図りたい。

ア 申請窓口の一本化

イ 交付限度額の増額

ウ 事業間の流用を認める等弾力的運用

エ 整備できる物品の範囲の拡大

オ 交付金使用用途範囲の拡大

カ 関係市町村等への再交付制度の認定

キ 被ばく医療機関の施設設備整備のための間接補助方式の導入

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

(10) 電源三法交付金事務交付金について

限度額の引き上げ及び使途の拡大を図ること。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

(11) 核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金について

当該交付金は対象道県が作成する地域振興計画に基づき交付されることになっているが、地域の実態に応じた計画の作成や、厳しい財政状況の下での行政運営に資する活用が円滑にできるよう弾力的な運用を図りたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《財務省》

7 特別な課題を有する施設等への対応について

(1) 六ヶ所核燃料サイクル施設について

① 施設の安全性の確保について

ア 六ヶ所核燃料サイクル施設に係る安全規制については、関係法令及び安全審査指針等に基づき厳正に実施されるとともに、その結果については、関係住民にわかりやすく説明されるよう配慮されたい。

イ 六ヶ所核燃料サイクル施設の安全性に対する国民・県民の信頼を得るために、事業者の品質保証活動や保安教育等について、一層の指導・監督に努められたい。

ウ 三沢対地射爆撃場について、特に訓練飛行の事故防止対策について関係省庁の調整を図られたい。

② 国の広聴・広報活動の強化について

六ヶ所核燃料サイクル施設に係る安全対策等について、国民全体に分かりやすく説明し、核燃料サイクル施設に対する国民的合意が得られるよう、国の広聴・広報活動の強化に特別の配慮をされたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《国土交通省》

《外務省》

《防衛省》

《原子力安全委員会》

(2) 高速増殖原型炉「もんじゅ」について

我が国の核燃料サイクル政策における「もんじゅ」の位置付けと果たすべき役割について、より分かりやすい広報や、広く国民の意見を聴取するなど、国民の理解を得ることに真摯に取り組まれたい。

また、「もんじゅ」では、現在、運転再開を目指したプラント確認試験が行われているが、これら設備・施設全体の安全性はもとより、耐震安全性の確保、事故時等の通報連絡体制などハード・ソフト両面の安全対策が重要であることから、国として、その安全性を厳正に確認されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《原子力安全委員会》

(3) 原子炉廃止措置研究開発センター（「ふげん」）について

「ふげん」の廃止措置の実施に当たっては、安全確保に万全を期すとともに、解体に伴い発生する放射性廃棄物について、その処分先が早期に確保され、適切な処理処分が着実に行われるよう国が責任を持って指導されたい。

また、「ふげん」を活用して、高経年化研究および廃止措置研究開発などを積極的に推進されたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

(4) 独立行政法人日本原子力研究開発機構について

① 日本原子力研究開発機構の運営に当たっては、財政的裏付けを持つ強い組織とするとともに、法令の遵守や安全確保を最優先に地元重視の姿勢と地域との共生を徹底するよう指導されたい。

② 平成17年に設立された日本原子力研究開発機構においては、安全の確保を最優先に地元重視の姿勢と地域との共生を徹底するとともに、人材の育成をはじめ、安全研究や燃料・材料の研究開発など基礎基盤研究の充実、事故原因調査等に係る技術・知見の伝承が図られるよう優先的に財政措置を講じること。

特に、材料試験炉（JMTR）については、本年度から4年をかけて改修することとされているが、国内に同等の性能を有する代替施設がないこと、また、JMTRで行われる各種の照射試験が、基礎基盤研究から軽水炉の高度化に伴う原子炉材料の挙動評価や燃料の高燃焼度化の評価に至るまでの幅広い領域で活用され、その研究開発や人材育成における成果が非常に大きなものであることから、改修については適切な予算措置を講じること。

《経済産業省》

《文部科学省》

(5) 株式会社ジェー・シー・オー東海事業所臨界事故について

① 住民の健康管理について

周辺住民の今後の健康管理については、県や地元町村の要望に十分配慮するとともに、周辺住民の健康診断などに対し、今後とも必要な財源の確保及び技術的支援の措置を講じられたい。

② 事故の補償及び風評被害対策について

当該事故により生じた甚大な被害に対する賠償が今後とも適切に行われるよう万全の対応を行うとともに、地元のイメージや様々な産業分野に出ている風評影響を払拭するため、積極的な措置を講じられたい。

《経済産業省》

《文部科学省》

《厚生労働省》

(6) 原子力発電所等に対する武力攻撃等に関する対策の強化等について

各道県では国民保護計画が作成され、運用段階に移行しているが、原子力発電所等は、平時から安全確保に特別な配慮が求められるほか、有事の際には攻撃対象となる恐れもある。

一昨年は、7月の北朝鮮によるミサイル発射、10月の核実験の実施があり、これは、国際社会に対する挑戦であるとともに、我が国の平和と安全に重大な脅威を与え、国民に大きな不安を抱かせている。最近の6カ国協議の米朝代表会談においても核計画の申告について譲歩の姿勢を示さないなど、依然として予断を許さない情勢であり、国民の不安を更に増大させないための外交努力が求められている。

また、今年7月に開催される北海道洞爺湖主要国首脳会議（G8サミット）に先立ち、全国各地で主要国閣僚会議が開催されるが、今回のサミットはアメリカで発生した同時多発テロ以降、近年のサミット開催地においては、平成17年にイギリスで同時爆破事件、平成19年度のドイツでは、過激デモが発生していることもあり、世界的に国際テロの脅威が高まる中で、我が国において開催される初めての会議であり、世界各国から注目を浴びている状況にある。

こうした問題については、原子力発電所等の固有のものではなく、外交や国防等により対処すべき問題であるが、原子力発電所等が立地している道県では、万が一、原子力発電所等が攻撃の対象となった場合の不安は誠に大きいものがある。

については、国民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心を確保するため、次に掲げる対策等について強く求める。

- ① 武力攻撃事態等や緊急対処事態に対する必要な対処処置について、自衛隊、海上保安庁、警察、地方公共団体、消防、電気事業者等の関係機関による実効性ある対策を実施すること。

さらに、関係機関が必要な警戒態勢を取ることができるよう、大規模テロに対する警戒レベル等の情報を示すこと。

- ② 国民保護法では、武力攻撃事態等において、地方公共団体は国民保護計画に基づき、住民の避難や避難住民の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を実施することとされているが、計画の実効性をより高めるためにも、

原子力発電所等が攻撃目標とされる場合に想定される武力攻撃事態、被害想定（放射性物質等の拡散予測）及び住民や原子力発電所等の従業員が避難を行う基準を速やかに提示すること。

なお、地方公共団体の的確な訓練の実施を支援するため、弾道ミサイルやテロ等により、原子力発電所等が攻撃目標とされた時の事態想定や国からの指示のタイミング、住民の避難等について、モデル的なシミュレーションを、国において作成し、地方公共団体における国民保護措置の確実な実施に資すること。

③ 現在、原子力発電所等は電気事業者等による自らの警備に加え、海上保安庁や警察による警備が行われているが、原子力発電所等は国のエネルギー政策上重要な位置を占めていることから、武力攻撃事態等の際はもとより、平時においても、その警備は国が責任を負うべきであり、大幅な警察機能の強化を図るなど万全の体制を確立すること。

④ 原子力発電所等への武力攻撃の際、一刻も早い対応が求められるので、速やかに航空機による警備要員や資機材の輸送、また、生活関連物資等の輸送を円滑に行う必要があることから、防災拠点としての空港施設や保管設備の整備に対し支援すること。

また、短時間に多数の住民を遠距離に避難させることができるよう、避難に必要なあらゆる社会資本について、国が早急に整備すること。

⑤ 事態対処法に基づく事態認定前であっても、多くの国民に不安を抱かせるような重大な問題については、地方公共団体に対して、できる限り迅速に情報提供すること。

⑥ 国からの情報を瞬時に伝達するための全国瞬時警報システムに関して、原子力発電所周辺については、国の責任において、早期に整備・運用をすること。

また、併せて、本システムの前提となる市町村の同報系防災行政無線について、国として整備促進に向けた支援を行うこと。

⑦ 核物質の輸送については、従来から国の通知に基づいて取り扱われているが、平成17年の法改正により、テロ脅威などに対処するため、核物質防護に関する秘密情報を厳格に管理するなどの核物質防護規制の強化が図られることとなったことから、この取扱いを含め、厳格な管理が必要な情報について具体的に示すこと。

⑧ G8サミット開催地等における電力事業者に対して一層の防護体制の強化を促すことや原子力発電に対するテロ行為等への対策強化などを実施すること。

《内閣官房》

《経済産業省》
《文部科学省》
《国土交通省》
《外務省》
《防衛省》
《総務省消防庁》
《警察庁》
《海上保安庁》

(7) ロシアの放射性廃棄物の海洋投棄について

ロシア政府に対し、放射性廃棄物等の適切な処理体制を早期に確立し、低レベル放射性廃棄物の海洋投棄を全面禁止するロンドン条約附属書の改正を、確実に受け入れるよう働きかけられたい。

《経済産業省》
《外務省》

原子力発電等に関する要望項目省庁別一覧

要望項目 / 要望省庁		内閣官房	内閣府	委員	原子力委員会	原子力委員会	経済産業省	文部科学省	総務省	外務省	財務省	厚生労働省	農林水産省	国土交通省	海上保安庁	環境省	防衛省	警察庁	
重点	1 原子力行政（全般）について																		
	(1) 地域の意見を尊重した原子力行政への取組みについて		○	○	○	○	○	○											
	(2) 原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の設置について		○	○	○	○	○	○											
	(3) 国及び事業者の情報公開と政策決定過程における国民意見の反映、広聴・広報活動の強化について		○	○	○	○	○	○											
	(4) 厳正な安全確認と国民的合意形成に基づいた核燃料サイクルの推進について		○	○	○	○	○	○											
	(5) 使用済燃料の貯蔵・管理を行う中間処理施設の立地促進と広報活動の強化等について						○	○											
	(6) 放射性廃棄物の処理・処分方法の確立等について					○	○	○											
	(7) 異常時の迅速かつ正確な情報伝達と公表等について					○	○	○											
	(8) 国・地方自治体の役割分担の明確化について						○	○	○										
	(9) 原子力安全協定の遵守指導等について							○	○										
	(10) 原子力関連施設の租税特別措置法特例適用について							○	○			○			○				
(11) 原子力技術者養成のための教育の充実と人材確保について							○	○			○			○					
重点	2 原子力発電所等の安全確保について																		
	(1) 原子力事業者等の不正問題等に対する再発防止対策実施及び安全管理体制確立の指導等について						○	○	○	○									
	(2) 抜本的な安全管理システムの構築について						○	○	○										
	(3) 従事者等からの安全情報への迅速・公正・厳格な調査の実施について						○	○	○										
	(4) 信頼性の向上のための審査・検査体制の充実等について						○	○	○										
	(5) 作業従事者の安全確保対策及び人命救助体制の強化について						○	○	○										
	(6) 平成18年11月の国等の指示以降明らかになった様々な不正等に対する対応について						○	○	○										
	(7) 設備の健全性評価に係る情報公開の徹底と国民理解の促進について						○	○	○										
	(8) 原子力発電所等の耐震安全性について						○	○	○										
	(9) シビアアクシデント対策の推進について						○	○	○										
	(10) 高経年化対策の推進について						○	○	○										
	(11) 原子炉の廃止措置について						○	○	○										
	(12) 放射性廃棄物の安全管理の徹底について							○	○										
(13) 温排水影響調査の充実強化等について							○	○											
重点	3 原子力防災対策の充実について																		
	(1) 大規模自然災害に対する防災体制の強化について						○	○	○	○									
	(2) 原子力防災対策業務に係る責任官庁の一本化及び地方自治体の体制整備への配慮等について						○	○	○	○									
	(3) 事故時における国の地方自治体への柔軟な支援と原子力防災支援機関の役割等の明確化について							○	○										
	(4) 具体的な事故想定に基づく立地地域道路網の優先整備など原子力防災対策の充実強化について							○	○	○					○				
	(5) オフサイトセンター及び関係施設整備のための財源措置等について							○	○	○									
	(6) 緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)の充実について							○	○										
	(7) 原子力発電所等上空の安全確保のための運航ルールづくりについて							○	○	○					○			○	
	(8) 核燃料物質等の事故対策マニュアルの整備と防災業務従事者への教育訓練等について							○	○	○					○	○			○
	(9) 原子力災害が他の災害と重なった場合の防災対策について							○	○	○									
	(10) 原子力防災訓練の充実について							○	○	○									
(11) 原子力発電所等所在消防本部が整備すべき化学消防車の財源措置について							○	○	○		○								
重点	4 緊急被ばく医療体制について																		
	(1) 「防災指針」に基づいた緊急被ばく医療体制の強化とマニュアルの整備について						○	○	○	○		○						○	
	(2) 「防災指針」に基づいた安定ヨウ素剤の服用基準の明確化について						○	○	○			○							
(3) 住民及び防災業務関係者の事故後の健康管理対策の明確化と放射線等に関する普及啓発について						○	○	○			○								
重点	5 電源地域振興対策の充実強化について																		
	(1) 廃炉に伴う措置について							○	○	○		○							
	(2) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく施策の充実・強化について		○				○	○	○	○		○	○	○	○		○		
	(3) 立地地域振興のための税制上の措置について						○	○	○		○								
	(4) 核燃料税（法定外普通税）について						○	○	○		○								
	(5) 法人事業税の収入金額課税について						○	○	○		○								
	(6) 温排水の有効利用のための総合的研究開発の推進について						○	○											
(7) 原子力発電所等立地地域における科学技術振興について						○	○			○									
重点	6 電源三法交付金制度の充実について																		
	(1) 電源三法交付金制度（全般）について						○	○			○								
	(2) 市町村合併に伴う電源三法交付金限度額の増額について						○	○			○								
	(3) 電源立地地域対策交付金の充実等について						○	○			○								
	(4) 企業立地資金貸付事業について						○	○			○								
	(5) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金（F補助金）について						○	○			○								
	(6) 電源過疎地域等企業立地促進事業補助金（B補助金）について						○	○			○								
	(7) 原子力発電施設等立地地域特別交付金の充実等について						○	○			○								
	(8) 電源地域産業育成支援補助金について						○	○			○								
	(9) 原子力発電安全対策交付金の充実等について						○	○			○								
	(10) 電源三法交付金事務交付金について						○	○			○								
(11) 核燃料サイクル交付金及び原子力発電施設立地地域共生交付金について						○	○			○									
重点	7 特別な課題を有する施設等への対応について																		
	(1) 六ヶ所核燃料サイクル施設について						○	○	○	○				○				○	
	(2) 高速増殖原型炉「もんじゅ」について						○	○	○										
	(3) 原子炉廃止措置研究開発センター（「ふげん」）について						○	○											
	(4) 独立行政法人日本原子力研究開発機構について						○	○											
	(5) 株式会社ジェー・シー・オー東海事業所臨界事故について						○	○			○								
	(6) 原子力発電所等に対する武力攻撃等に関する対策の強化等について	○					○	○	○	○					○	○		○	○
(7) ロシアの放射性廃棄物の海洋投棄について						○	○			○									